本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

4－2－3　記録事項の省略（規則第13条第２項、第17条第２項関係）

規則第13条（第２項）

２　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第25条第１項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第１項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第17条（第２項）

２　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第26条第３項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第26条第３項の当該事項の記録を省略することができる。

規則附則第３条

第13条第１項に規定する事項のうち、施行日前に第12条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第13条第２項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

規則附則第５条

第17条第１項に規定する事項のうち、施行日前に第16条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第17条第２項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に「4　記録義務」に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

記録事項の内容は同一でなければならないため、例えば、同一法人であっても、代表者が交代し、その後に記録を作成する場面では、改めて、新代表者の氏名について記録をしなければならない。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第13条第２項又は規則第17条第２項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、「4－3　保存期間」を参照のこと。

4－3　保存期間（法第25条第２項、第26条第４項関係）

法第25条（第２項）

２　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第14条

法第25条第２項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

⑴　第12条第３項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第12条第２項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合　３年

法第26条（第４項）

４　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第18条

法第26条第４項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

⑴　第16条第３項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第16条第２項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合　３年

個人情報取扱事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。

保存期間は記録の作成方法によって異なる。具体的には、次の表のとおりである。

なお、対象となる複数の本人の記録を一体として作成した場合には、保存期間は各記録ごとに異なることがある。

＜保存期間＞

記録の作成方法の別	保存期間
「4－1－2－3　契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間
「4－1－2－2　一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間
上述以外の場合	３年

【付録】

○衆議院内閣委員会における附帯決議（平成27年５月20日）

１～３　（略）

４　第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること。

（以下省略）

○参議院内閣委員会における附帯決議（平成27年８月27日）

１～３　（略）

４　第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

（以下省略）